

## 1 安全運転管理者制度

安全運転管理者制度は、昭和40年の道路交通法の改正により、発足しました。当時、自家用自動車による交通事故を分析した結果、企業に関係のある、しかも企業責任がある交通事故が非常に多く発生していることが明らかになりました。このような実態を考えますと、広く道路交通の安全と秩序を守るためには、企業が使用する自動車の交通事故防止対策が非常に重要になってきます。

そこで、自家用自動車を使用する企業の社会的責任を法によって明らかにするとともに企業における自動車の安全な運転を確保させようという趣旨のもとに、本制度が生まれたものです。

## 2 安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所等

企業等の自動車の使用者等は、道路交通法に規定する安全運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。また、安全運転に必要な業務を行わせるため規定の台数以上の自動車の本拠ごとに安全運転管理者等を選任しなければなりません。

管理者等の選任を必要とする自動車の台数については以下のとおりです。

### 【安全運転管理者】

- ① 乗車定員11人以上の自動車の場合は1台以上
- ② その他の自動車の場合は5台以上（大型・普通自動二輪車は0.5台として計算）
- ③ 自動車運転代行業の場合は、使用する車両が1台であっても営業所ごとに選任

### 【副安全運転管理者】

- ① 自動車の台数が20台以上40台未満は1人以上、40台以上は20台を越えるごとに1人を加算した以上の副安全運転管理者を選任しなければなりません。

|           |       |         |         |         |
|-----------|-------|---------|---------|---------|
| 自動車の台数(台) | 19台まで | 20台～39台 | 40台～59台 | 60台～79台 |
| 選任事業所(人)  | 0人    | 1人      | 2人      | 3人      |

- ② 自動車運転代行業の場合は、10台を越えるごとに副安全運転管理者を1人ずつ選任しなければなりません。

|              |      |         |         |         |
|--------------|------|---------|---------|---------|
| 随伴用自動車の台数(台) | 9台まで | 10台～19台 | 20台～29台 | 30台～39台 |
| 自動車運転代行業者(人) | 0人   | 1人      | 2人      | 3人      |

※ 参照 道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の8、第9条の11

## 3 安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件

### 【安全運転管理者】

- ① 年齢は20歳以上の方。ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳以上の方。
- ② 2年以上の運転管理の実務経験を有する方（運転管理に関する公安委員会の教習を終了した方は1年以上の実務経験）またはこれらと同等以上の能力があると公安

委員会から認定された方。

- ③ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない方。
- ④ 過去2年以内に以下の違反行為をしたことのない方。
  - ・ ひき逃げ
  - ・ 無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転
  - ・ 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
  - ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
  - ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認
  - ・ 自動車使用制限命令違反

【副安全運転管理者】

- ① 年齢は20歳以上の方。
- ② 1年以上の運転管理の実務経験を有する方、若しくは3年以上の運転経験を有する方。または、これらと同等以上の能力があると公安委員会から認定された方。
- ③ 過去2年以内に、公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない方。
- ④ 過去2年以内に、一定の違反行為をしていない方。（一定の違反行為については安全運転管理者の④と同じ）

※ 参照 道路交通法施行規則第9条の9

○ 運転管理の実務経験

運転管理の実務経験とは、過去に「安全運転管理者」「副安全運転管理者」として運転の管理を行っていた経験のほか、道路運送法に基づく「運行管理者」や、法定外の安全運転管理者（法の規定台数に満たない事業所で、現に安全運転管理の実務を行っていた経験のある方）

※ 自動車の整備に関する業務や、単に運転業務に従事していた経験は、運転の管理の経験には含まれません。

○ 公安委員会の認定

公安委員会の認定とは、自動車の運転管理の実務経験を有する者と同等の能力を有すると公安委員会の認定した方、又はその認定を受けようとする方で、安全運転中央研修所の「安全運転管理過程」の修了者や、他都道府県において「公安委員会が行う教習」（秋田県では実施していません）の修了者の方は、公安委員会が認定した方とみなされます。

新規に認定を受けようとする方は、「届出書」が「認定申請書」に読み替えられ、個別の職務経歴や現在の職場での役職（社員を指導する立場）等により、認定審査が行われます。

#### 4 安全運転管理者、副安全運転管理者の選任

安全運転管理者等は、法律に定める資格要件を満たしている方であるのはもちろんですが、さらに、その方が責任をもって自動車の安全な運転に必要な業務を行うことが要求されます。したがって、職務上の地位と管理能力を総合的に判断して人選するとともに、専従的に運転管理に当たる方、又は、本来の業務が運転管理と密接な関連を持った地位にある方が望ましく、管理者としての企画力、指導力、実行力等があり、かつ安全運転についての知識を有している方を選任する必要があります。

#### 5 安全運転管理者等の責任と義務

安全運転管理者等は、企業内において、法律で定められている次の安全運転管理業務を行わなければなりません。

##### (1) 運転者の適正等の把握

従業員の運転適性についての把握及び助言指導。

運転者の法令遵守状況の把握（自動車安全運転センターの運転記録証明書の活用等）

##### (2) 安全運転確保のための運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、駐車違反などの違反の防止など安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。

##### (3) 長距離や夜間運転時の交替要員の配置

長距離や夜間の運転の場合、疲労等により安全運転に影響を及ぼすおそれがあることから、あらかじめ交替する運転手を配置すること。

##### (4) 異常気象・災害時の安全運転の確保

異常な気象、天災等により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、必要な指示や、その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

##### (5) 点呼・日常点検による安全運転の確保

点呼により、運転手の健康状態等を確認し、車両の運行前点検を行い安全運転を確保するための必要な指示を与えること。

##### (6) 運転日誌の備付けと記録

運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備付け、運転を終了した運転者に記録させること。

##### (7) 運転者への安全運転指導

「交通安全教育指針」に基づく安全教育のほか、安全運転に関する技能や知識などの指導を行うこと。

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 6 安全運転管理者の権限

安全運転管理者を選任している事業主は、選任した安全運転管理者に対し、上記の安全運転管理業務を行うための、必要な権限を与えなければなりません。

安全運転管理者等に職務上の権限がないと、安全運転管理が機能しません。

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 7 選任、解任、届出事項の変更届等

安全運転管理者または副安全運転管理者を選任又は解任したときは、その日から15日以内（自動車運転代行業にあっては10日以内）に、自動車の使用の本拠を管轄する警察署に届出しなければなりません。また、届出事項に次のような変更があったときも、速やかに届出をする必要があります。

- (1) 届出人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- (3) 安全運転管理者または副安全運転管理者の氏名・職務上の地位

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 8 認定申請

法律に定められている自動車の運転の管理経験が無い方は、警察署に認定申請の届出をして、公安委員会の認定を受けなければなりません。

認定申請は安全運転管理者、副安全運転管理者の選任と同様の手続きとなり、個別に認定審査され、安全運転管理者等に認定通知書が交付されます。

## 9 安全運転管理者等講習の受講義務

安全運転管理者等を選任している事業主は、公安委員会から安全運転管理者講習の通知を受けたときは、安全運転管理者、副安全運転管理者にその講習を受けさせなければなりません。 ※ 参照 道路交通法第74条の3

## 10 自動車運転代行業者の場合

道路交通法、道路交通法施行規則の各条文については、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において規定されている読替え規定（内閣府令）が適用されます。

自動車運転代行業の方の届出に必要な書類は、一般事業所の方と異なることから、個別に警察署の警察官に事前の確認をお願いします。